

# 「税関輸出入貨物徴税管理規則」

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

## 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

## 中華人民共和國税関總署令 第 124 号

『中華人民共和國税関輸出入貨物徴税管理規則』はすでに 2004 年 12 月 15 日署務會議の審議を通過し、ここに發布し、2005 年 3 月 1 日より執行する。1986 年 9 月 30 日發布の『税関徴税管理規則』は同時に廃止する。

署長 牟新生

二 五年一月四日

### 中華人民共和國税関輸出入貨物徴税管理規則

#### 第一章 總 則

**第一条** 国家税収政策の徹底実施し、税関税収管理を強化すると共に、法に基づき徴税を確保し、国家税収を保証すると同時に、納税義務者の合法權益を保守するため、『中華人民共和國輸出入税関條例』(以下、『関税條例』と称する)、『中華人民共和國税関法』(以下、『税関法』と称する)及びその他の関連法律、行政法規の規定に基づき、本規則を制定する。

**第二条** 税関徴税作業は、確実な分類、正確な評価、割合による計算、法による減免、厳格な返却補充、適時入庫の原則に従わなければならない。

**第三条** 輸出入関税、輸入環節の税関代理徴税の徴収管理は本規則を適用する。

輸入物品の輸入税と船舶とん税の徴収管理は関連法律、行政法規と部門規章の規定に基づき執行し、関連法律、行政法規、部門規章に規定されていない場合、本規則を適用する。

**第四条** 税関は国家関連規定による商業秘密義務の責任を負い、納税義務人が提供する商業秘密資料を適切に保管し、法律、行政法規による別規定を除き、対外に提供してはならない。

納税義務人は書面で税関に商業秘密保守の要求を提出することができ、具体的に秘密保守内容を明確に列挙するが、商業秘密を理由として税関に関連資料の提出を拒否してはならない。

## 第二章 輸出入貨物税額の徴収

### 第一節 申告と審査批准

**第五条** 納税義務人は貨物を輸出入するとき、法に基づき税関手続きの申告を行い、規定によって関連証票を提出しなければならない。税関が必要であると判断したとき、納税義務人は確定した商品分類、納税完了価格、原産地などの所要関連資料を提供しなければならない。提供する資料が外国語であり、税関が要請する場合、納税義務人は中国語に翻訳して提供すると同時に訳文内容に責任を負わなければならない。

輸出入減税、免税貨物である場合、納税義務人は主管税関が発行する「輸出入貨物徴税証明」(以下、「徴収免税証明」と称し、そのフォームは付属1を参照する)を提出する必要があるが、本規則第七十二条に列挙する減税、免税貨物は除外する。

**第六条** 納税義務人は法律や行政法規、税関規章に基づき商品分類、審査完了後の税価格や原産地管理の関連規定について、実際に従って輸出入貨物の商品名称、税則番号(商品コード)、規格型番、価格、輸送保護費及びその他の関連費用、原産地、数量などを申告する。

**第七条** 輸出入貨物の商品分類、納税完了価格、原産地などを審査確定するため、税関は納税義務人に関連規定に基づき補充申告を求めることができる。納税義務人が必要だと判断するとき、自動的に補充申告を要求することもできる。

**第八条** 税関は法律や行政法規、税関規章の規定に基づき、納税義務人が申請する輸出入貨物商品名称、規格型番、税則番号、原産地、価格、取引条件、数量などを審査する。

税関は目的港と貨物の輸出入状況に基づき、貨物の通関環節において申告内容を手順に従って審査し、貨物を保管後再度申告価格、商品分類、原産地などが真実であるか、正確な実質性があるかについて審査する。

**第九条** 税関は輸出入貨物の商品分類、納税完了価格及び原産地などを確定し、輸出入貨物を検査し、化学試験の組織、検査或いは関連企業を審査する。

審査を通して、税関が納税義務人の申告する輸出入貨物税則番号の誤りに気づいた場合、商品分類の関連規則と規定に基づき新たに確定する。

審査を通して、税関が納税義務人の申告する輸出入貨物価格が取引価格の条件と合致しない、或いは取引価格を確定できないと判断した場合、輸出入貨物の納税完了価格の関連規定に基づき別に見積もりを行わなければならない。

審査を通して、税関が納税義務人の申告する輸出入貨物の原産地に誤りがあると判断した場合、納税義務人の提供する原産地証明、貨物の実物検査の審査或いはその他の証票などの審査方法を通して、税関の原産地管理関連規定に基づき確定する。

審査を通して、税関は、納税義務人が提供する減税、免税申請する或いは申告する内容が関連減税、免税規定に合致しないと判断した場合、規定に基づき計算徴収税額を計算しなければならない。納税義務人が税関規定に違反し、偽申告、隠蔽申告の疑いがある場合、規定に基づき税関の調査或いは密輸犯逮捕部門の処理に移行する。

**第十条** 納税義務人が実際貨物を輸出入する前、関連規定に基づき税関に輸出入貨物を申請し、商品分類、価格予備審査或いは原産地予備確定を行う。税関は審査確定後、書面で納税義務人に通知し、実際貨物の輸出入において予め認可する。

## 第二節 税額の徴収

**第十一条** 税関は輸出入貨物の税則番号、納税完了価格、原産地、適用する税率やレートによって税額を計算徴収する。

**第十二条** 税関は『関税条例』関連の適用する特惠国税率、協定税率、特惠税率、普通税率、輸出税率、関税割当額税率或いは暫定税率に基づき、反ダンピング措置、反助成措置、セーフガード措置或いは報復関税の徴収などの適用税率の規定を実施し、輸出入貨物の適用税率を確定する。

**第十三条** 輸出入貨物は、税関が当該貨物輸輸入申告を受領した、或いは輸出した日に実施する税率を適用しなければならない。

輸入貨物は到着前、税関を通して先行申告を行う場合、当該貨物を積載する輸送ツールが入国申告した日に実施する税率を適用する。

輸入転送貨物は、転送先の税関が当該貨物の申告輸入を受けた日に実施する税率を適用する。貨物が転送目的地に到着する前に税関で先行申告する場合、当該貨物を積載する輸送ツールが輸入申告を行った日に実施する税率を適用しなければならない。

輸出転送貨物は、輸送出発地の税関が当該貨物の申告輸出を受け取った日に実施する税率を適用しなければならない。

税関の批准を通して、集中申告を行う輸出入貨物は、毎回貨物を輸出入するとき税関が貨物の申告を受け取った日に実施する税率を適用しなければならない。

規定期限の超過により申告していないため、税関が法に基づき販売に転じる輸入貨物は、その税額の計算徴収は当該貨物を積載する輸送ツールが入国申請した日に実施する税率を適用しなければならない。

納税義務人は規定に違反したため追加課税が必要な輸出入貨物は、規定に違反した行為が発生した日に実施する税率を適用しなければならない。その行為の発生日が確定できない場合、税関がその行為を発見した日に実施する税率を適用する。

**第十四条** 入国申告済みの保管している保稅貨物、減税、免税貨物、リース貨物或いは出入国申告済みの保管している暫定出入国貨物は、次に列挙する一つの情況があり、税金を納付する場合、税関は、納税義務人が再度通関申告を申請し納税を受け取った日及び関連手続きを行った日の税率を適用する。

- (一) 保稅貨物が批准を通して再返送出国しない場合
- (二) 保稅倉庫に保管している貨物を国内市場販売に転入する場合
- (三) 減税、免税貨物が批准を通して譲渡する或いは他用に移行する場合
- (四) 暫定的に税額を納付せず暫定的に出入国することができる貨物が、批准を通して繰り返し出国或いは入国しない場合

(五)リース輸入貨物を分割して納税する場合。

**第十五条** 輸出入貨物の税額を補正徴収或いは返却する場合、本規則第十三条と第十四条の規定に基づき適用する税率を確定しなければならない。

**第十六条** 輸出入貨物の価格及び関連費用を外貨計算する場合、税関は当該貨物の税率を適用した日に適用するレート为人民元に換算し納税完了価格を適用する。納税完了価格は四捨五入により分単位まで計算する。

税関が毎月使用するレート計算は先月第三水曜日(第三水曜日が法定祝日の場合、第四水曜日のレートを採用する)の中国人民銀行が公布する外貨の人民元に対する基準レートとする。基準レート貨幣以外の外貨で計算する場合、同一時間に中国銀行が公布する現金の売買価格の中間値(人民元に換算後は四捨五入して4桁の小数を採用する)を採用する。上述レートに重大変動が発生した場合、税関総署が必要と判断したとき、別に規定するレートで計算し、対外に公布することができる。

**第十七条** 税関は『関税条例』の規定に基づき、従価、従量或は国家が規定するその他の方式により輸出入貨物の関税を徴収する。

税関は関連法律、行政法規規定の適用税種、税目、税率や計算公式に基づき輸入貨物の輸入環節関税代理徴税を計算徴収する。

別にある規定を除き、関税と輸入環節代理徴税は次の計算公式で税額を計算徴収する。

従価計算の徴収関税を求める計算公式は、納付しなければならない税額 = 納税完了価格 × 関税税率である

従量計算の徴収関税を求める計算公式は、納付しなければならない税額 = 貨物数量 × 単位関税税額である

計算徴収の輸入環節増値税を求める計算公式は、納付しなければならない税額 = (納税完了価格 + 実際の関税徴収額 + 実際の消費税徴収額) × 増値税税率である。

従価計算の徴収輸入環節消費税を求める計算公式は、納付しなければならない税額 = ((納税完了価格 + 実際の関税徴収額) / (1 - 消費税税率)) × 消費税税率である。

従量計算の徴収輸入環節消費税を求める計算公式は、納付しなければならない税額 = 貨物数量 × 単位消費税税額である。

**第十八条** 別規定を除き、税関は貨物が実際に入国し税関現場で審査作業を完成した後直ちに税金納付書に記入発行する。貨物の検査を行い商品分類、納税完了価格、原産地を確定する必要がある場合、検査を確定後、税金納付書を記入或は変更しなければならない。

納税義務人は税金納付書を受け取った後、署名捺印して手続きを行わなければならない。

**第十九条** 関税税金納付書は一式六枚つづりで(フォーム見本は附属2を参照する)、一枚目(受領書)は銀行が受取り印を捺印後、納金団体或は納税義務人に受領する。二枚目(納付証明)は納金団体の銀行口座を納付証明とする。三枚目(代金受領証明)は代金受領国庫の収入証明とする。四枚目(領収書)は国庫印章を捺印後、税関財務部門に返却する。五枚目(検査報告)は国庫が代金受領後、関税専用納付書を税関に返却し、税関代理徴税専用納付書は当地税務機関に提出する。六枚目(控え)は記入発行団体が保管する。

**第二十条** 納税義務人は税関が税金納付書を記入発行した日から 15 日以内に指定銀行で税金の納付しなければならない。納税期限が過ぎた場合、税関は納税期限届けが満期になった日から税金の納付終了する日まで、日ごと計算で納税額の一万分の五の滞納金を加算する。納税義務人は税関が滞納金納付書を記入発行してから 15 日以内に、指定銀行で滞納金を支払う。滞納金納付書のフォームと税金納付書は同じである

納金期限届けの期限が土曜日、日曜日などの休日或いは法定祝日である場合、休日或いは法定祝日後の第一勤務日まで順延しなければならない。国务院の臨時調整休日と勤務日である場合、税関は調整後の状況により納税期限を計算しなければならない。

**第二十一条** 関税、輸入環節関税代理徴税、滞納金などは、人民元で計算徴収し、四捨五入計算で分単位まで計算する。

滞納金の開始徴収金額は 50 元とする。

**第二十二条** 銀行が税金を受領した日を納税義務人税金納付日とする。納税義務人は税金を納付後、速やかに銀行が税金受領したと証明する業務印章を捺印した税金納付書を提出し納税審査を行い、税関はこの手続きに基づき審査する。

税関は、銀行が規定に基づき直ちに税金満額を国庫に転移していないと気づいた場合、関連状況を国庫に通知する。

**第二十三条** 納税義務人は納税前、税金納付書を誤って紛失した場合、税関に税金納付書の補充発行を申請することができる。税関は納税義務人の申請を受け取ってから2勤務日以内に申請確認し、新たに再発行しなければならない。税関が再発行した税金納付書の内容はもとの税金納付書と完全に一致する。

納税義務人は納税後、税金納付書を紛失した場合、税金を納付した日から 1 年以内に発行税関にその納税済み確認を書面で申請し、税関は審査批准を通して、確認するが、税金納付書は再発行しない。

**第二十四条** 納税義務人は、不可抗力或いは国家の税收政策の調整により期限に基づき税金を納付できない場合、貨物の輸出入前に輸出入申請を行う納税申告を手続きする税関の所在地の直屬税関に税金納付を延長する書面申請と関連資料を添付して提出し、同時に納税計画を提供しなければならない。

貨物を実際輸出入するとき、納税義務人が税関にまず貨物の保管を要求する場合、税関に税金担保を提出しなければならない。

**第二十五条** 直属税関は納税義務人の税金納付の延長申請を受け取ってから 10 日以内にその状況が真実であるかどうかを審査し、真実である場合、直ちに関連申請材料を税関総署に提出する。税関総署は申請材料を受け取った後、20 日以内に税金納付の延長及び税金納付の期限に同意するかを決定し、直属税関の申請資料を通知提出する。特殊状況により 20 日以内に決定できない場合、10 日間延長することができる。

税金納付の延長期限は、貨物の保管日から最長 6 ヶ月を超えない。

納税義務人は批准される税金納付の延長期限内において税金を納付する場合、滞納金を徴収しない。税金納付期限を越えた場合、延期する納税期限が満期になった日から税金を納付した日までの日数で滞納税額の一万分の五の滞納金を加算する。

**第二十六条** 税関総署の審査を通して税金納付を延長する場合、直属税関は税関総署が税金納付の延期を批准しない決定をしてから 3 勤務日以内に納税義務人に通知し、税金納付書を発行する。

納税義務人は税関が発行する税金納付書を受け取ってから 15 日以内に指定銀行で税金を納付する。税金納付の期限が過ぎた場合、税関は納付額の期限が満期になった日から税金を納付した日までの日数で滞納税額の一万分の五の滞納金を加算する。

**第二十七条** バラ積みで輸出入する貨物の不足貨物が発生した場合、次の規定に基づき手続きを行う。

- (一) 過剰数量が契約、インボイス表示数量の 3%以内の場合、或いは不足数量が発生した場合、税関は審査する貨物の単価に基づき、契約、インボイス表示数量に従って税額を計算徴収する
- (二) 過剰数量が契約、インボイス表示数量の 3%を超える場合、税関は審査する貨物の単価に基づき、実際の輸出入数量に従って税額を計算徴収する。

**第二十八条** 納税義務人、担保人は納税期限が満期になってから 3 ヶ月以上が経っても依然として税金を納付しない、或いは滞納金を納付しない場合、税関は『税関法』第六十条の規定に基づき行政措置を採用する。

納税義務人は、規定する税金納付期限内においてその納税しなければならない貨物及びその他の財産形跡を明らかに移転している或いは隠蔽している場合、税関は納税義務人に対し税関に提供する税金担保を提出させることができる。納税義務人が税金担保を提供することができない場合、税関は『税関法』第六十一条の規定に基づき税収保全措置を採用することができる。

調整措置と税収保全措置を採用する具体的規則は別に規定する。

### 第三章 特殊輸出入貨物税金の徴収

#### 第一節 無代価弁償貨物

**第二十九条** 無代価弁償貨物の輸入は、輸入関税と輸入環節代理徴税を徴収しない。輸出無代価弁償貨物は、輸出関税を徴収しない。

前項で称する無代価弁償貨物とは、輸出入貨物が税関に保管した後、損失、不足、品質不良或いは規格不適合などの原因により、輸出入貨物の出荷人、輸送人或いは保険会社がもとの貨物と同じ或いは契約規定に合致する貨物を無償で保証する、或いは交換することを指す。

**第三十条** 納税義務人はもとの輸出入契約に規定する賠償損害期間内においてももとの貨物を輸出入する日から3年以内で、税関に無代価弁償貨物の輸入手続きを行わなければならない。

**第三十一条** 納税義務人が輸入無代価弁償貨物の申告をする場合、次の証票を提出する必要がある。

- (一) もと輸入貨物通関申告票
- (二) もと輸入貨物を返却し出国する輸出申告票或いはもとの輸入貨物は税関によって処理する貨物法規処理証明書を提出する。
- (三) もと輸入貨物税金納付書或いは「免税証明」
- (四) 売買双方が締結した賠償協議。

もと輸入貨物の不足による輸入無代価弁償貨物は、前項第(二)項の証票を提出する必要はない。

税関が必要だと判断するとき、納税義務人は資格を有する商品検査機構が発行するもと輸出貨物の損失、不足、品質不良或いは規格不適合についての検査証明書或いはその他の関連証明書類を提出しなければならない。

**第三十二条** 納税義務人が輸出無代価弁償貨物を申告する場合、次の証票を提出する必要がある。

- (一) もと輸出貨物通関票
- (二) もと輸出貨物の返送入国についての輸入申告票
- (三) もと輸出貨物の税金納付書或いは「徴免税証書」の許可
- (四) 売買双方が締結した賠償協議。

もと輸出貨物の不足による輸出無代価弁償貨物は、前項第(二)項の証票を提出する必要はない。

税関が必要だと判断するとき、納税義務人は資格を有する商品検査機構が発行するもとの輸出貨物の損失、不足、品質不良或いは規格不適合についての検査証明書或いはその他の関連証明書類を提出しなければならない。



**第三十三条** 納税義務人が輸出入を申告する無代償弁償貨物は、返送出国する或いは返送入国するもとの貨物と完全に同じでない、或いは契約規定に完全に合致しない場合、税関に原因を説明しなければならない。

税関は審査を通して理由が正当だと判断し、且つ、その税則番号が変わっていない場合、審査する輸出入貨物の納税完了価格の関連規定ともとの輸出入貨物に適用する計算徴収レート、税率に基づき、その納税完了価格、計算徴収税額を審査確定する。徴収しなければならない税額がもとの輸出入貨物の徴税額より高い場合、徴税額の差額部分を補足徴収しなければならない。徴収しなければならない税額がもとの輸出入貨物の徴税額より低く、且つもとの輸出入貨物の出荷人、輸送人或いは保険会社が同時に貨物代金を補償する場合、税関は補償貨物代金の部分に対応する税額を返却しなければならない。貨物代金を補償しない場合、税額の差額部分は返却しない。

納税義務人が輸出入無償補償或いは交換貨物を申告し、その税則番号ともとの貨物の税則番号が一致しない場合、無代償弁償貨物の関連規定を適用せず、税関は一般の輸出入貨物の関連規定に基づき税金を徴収しなければならない。

**第三十四条** 納税義務人が輸出入無代償弁償貨物を申告し、交換されるもとの輸入貨物が返送出国しない且つ税関処理の提出を放棄していない場合、或いは交換されるもとの輸出貨物が返送入国しない場合、税関は無代償弁償貨物の申請を受けた日に適用する税率、計算徴収レートや関連規定に基づきもとの輸出入貨物を新たに見積もり徴税する。

**第三十五条** 交換されるもとの輸入貨物を返送出国するとき、輸出関税は徴収しない。

交換されるもとの輸出貨物を返送出国するとき、輸入関税と輸入環節税関代理徴税は徴収しない。

## 第二節 リース輸入貨物

**第三十六条** 納税義務人がリース貨物を輸入する場合、別規定を除き、その所在地の税関に輸入申告及び納税申告手続きを行わなければならない。

納税義務人は輸入リース貨物を申告する場合、税関にリース契約及びその他の関連書類を提出しなければならない。税関が必要と判断するとき、納税義務人は税金担保を提供する必要がある。

**第三十七条** リース輸入貨物は入国した日からリース終了の通関手続きを行った日まで税関に監督管理を受けなければならない。

一括でリース料を支払う場合、納税義務人はリース貨物の輸入の申告時に納税手続きを行い、税金を納付する。

分割してリース料を支払う場合、納税義務人はリース貨物の輸入を申告するとき、第一期のリース代金の支払いに合わせて納税手続きを行い、それに対応する税金を納付する。その後分割してリース料を支払うとき、納税義務人が税関に行く納税手続きは毎回リース料を支払った後の15日以内で行わなければならない。納税義務人が規定期限内で納税を申告しない場合、税関は納税義務人が毎回リース料を納付後15日目の当該貨物の適用する税率、計算徴収レートに基づきそれに対応する税額を徴収し、且つ本項規定の納税手続き申告期限が満期になった日から納税義務人が納税申請を行った日までの日数計算で納税額の一万分の五の滞納金を加算して徴収する。

**第三十八条** 税関は、リース輸入貨物を追跡管理し、納税義務人に期日通りに税関に納税申告をするよう督促し、税金が適時に満額入金されることを確保する。

**第三十九条** 納税義務人はリース輸入貨物のリース契約期限が満期になった日から 30 日以内で、税関に監督管理手続きの終了を申請し、リース輸入貨物を再返送して出国させる。リース輸入貨物をそのまま購入する、リースを継続させる必要がある場合、納税義務人が税関に申告する関連手続きは、リース輸入貨物のリース期間が満期になった後 30 日以降に行ってはならない。

税関はそのまま購入するリース輸入貨物について、審査する輸入貨物の納税完了価格の関連規定と税関が購入残留の関連手続きを受けた日において当該貨物が適用する計算徴収レート、税率に基づき、その納税完了価格、計算徴収しなければならない税金を審査確定する。

継続して輸入貨物をリースする場合、納税義務人は税関にリースの継続契約を提出し、本規則第三十六条と第三十七条の関連規定に基づき納税手続きの申告を行う。

**第四十条** 納税義務人が本規則第三十九条第一項規定の期限内で税関に購入残留するリース輸入貨物の関連手続きを行わない場合、税関は輸入貨物の納税完了価格の関連規定とリース期限の満期になった後の 30 日目において当該貨物が適用する計算徴収レート、税率に基づき、その納税完了価格、計算徴収しなければならない税額を確定する以外に、リース期限が満期になった後の 30 日目から納税義務人が納税申告を行った日までの日数によって納税税額の一万分の五の滞納金を加算して徴収しなければならない。

納税義務人が本規則第三十九条第一項に規定する期限内で税関にリース輸入貨物を継続する関連手続きを申告しない場合、税関は本規則第三十七条の規定に基づき継続リース輸入貨物の納付税額を徴収するほか、リース期限が満期になってから 30 日までに納税義務人が納税を申告する日までの日数によって納税税額の一万分の五の滞納金を加算して徴収しなければならない。

**第四十一条** リース輸入貨物のリース期間が満期にならずにリースを終了する場合、そのリース期間が満期になる日をリース終了日とする。

### 第三節 暫定出入国貨物

**第四十二条** 税関の審査を経て暫定的に入国する、或いは出国する貨物は、税関が関連規定に基づき管理する。

**第四十三条** 『関税条例』第四十二条第一項に挙げる暫定出入国貨物は、税関規定の期限内において、暫く税金を徴収しなくてよい。

前項で述べる暫定出入国貨物は規定期限が満期になった後も再返送して出国しない或いは入国しない場合、納税義務人は規定期限届けが満期になる前に税関に輸出入及び納税手続きを申告しなければならない。税関は関連規定に基づき税金を徴収する。

**第四十四条** 『関税条例』第四十二条第一項に挙げる範囲外のその他の暫定出入国貨物は、税関が審査する輸出入貨物の納税完了価格の関連規定と税関が受領する貨物の出入国申請日に適用する計算徴収レート、税率に基づき、その納税完了価格、月間徴収税額、或いは規定期限内で貨物を再返送出国する或いは入国するときの徴収税額を審査確定する。

徴収税額の計算期限は 60 ヶ月とする。一ヶ月分の不足が 15 日を越える場合、一ヶ月として計算徴収する。15 日を越えない場合、計算徴収しない。超税額の計算徴収期限は貨物を保管した日から計算する。月ごとに計算徴収する代理徴収税額の計算公式は次のとおりである。

毎月の関税額 = 関税総額 × (1/60)

毎月の輸入環節代理徴税税額 = 輸入環節代理徴税総額 × (1/60)

本条第一項で述べる暫定出入国貨物を規定期限の満期後再返送して出国しない或いは入国しない場合、納税義務人は規定期限前に税関に輸出入及び納税手続きの申告を行い、余りの税額を納付しなければならない。

**第四十六条** 本規則第四十三条から第四十五条に挙げる「規定期限」は、いずれも税関の批准を通して暫定的に出入国する貨物が再返送出国する或いは入国する延長期限を含む。

#### 第四節 出入国修理貨物と出国加工貨物

**第四十七条** 納税義務人は輸入修理貨物の輸入申告手続きを行うとき、税関に当該貨物の修理契約(或いは修理保証条項のあるものと輸出契約を含む)を提出し、税関に輸入税金担保を提出する、或いは税関が保税貨物に従って管理する。入国修理貨物は税関の規定する期限内で再返送出国しなければならない。

入国修理貨物が輸入原材料、部品が必要である場合で、納税義務人は原材料、部品輸入申告の手続きを行うとき、税関に入国修理貨物の修理契約(或いは修理保証条項のあるものと輸入契約)、入国修理貨物の輸入通関票(入国修理貨物と同時に申告して輸入する場合を除く)を提出し、税関は輸入税金担保を提供する、或いは税関が保税貨物に従って管理する。輸入原材料、部品のみを使って入国修理貨物を修理する場合、修理で余った原材料、部品は入国修理貨物と共に再返送出国しなければならない。

**第四十八条** 納税義務人は入国修理貨物及び余った入国原材料、部品を再返送出国する輸出手続きを行うとき、税関に当該貨物及び入国原材料、部品のもと輸入通関票と修理契約(或いは修理保証条項のあるものと輸出契約)などの証票を提出しなければならない。税関は保税貨物に従って管理する場合、関連保税貨物の管理規定に基づき手続きを行う。

正当な理由によって税関が規定する期限内で入国修理貨物を再返送出国できない場合、納税義務人は規定期限届期の期限前に税関に状況を説明し、出国延期の申請を行う。

**第四十九条** 入国修理貨物は税関の許可期限(延長期限を含む、以下同様)内で再返送出国しない場合、税関は一般的に出入貨物の徴税管理規定に基づき管理を実施し、当該貨物を入国するとき納税義務人が提供する税金担保を税金として用いる。

**第五十条** 納税義務人が出国修理貨物の手続きを行い輸出申告するとき、税関に当該貨物の修理契約(或いは修理保証条項のあるものと輸入契約)を提出しなければならない。出国修理貨物は税関が規定する期限内において再返送入国しなければならない。

**第五十一条** 納税義務人が出国修理貨物の手続きを行い再返送入国する輸入申告するとき、税関に当該貨物のもと輸出通関票と修理契約(或いは修理保証条項のあるものと輸入契約)、修理インボイスなどの証票を提出しなければならない。

税関は審査する輸入貨物の納税完了価格の関連規定と税関が当該貨物の申告を受けて再返送入国する日において適用する計算徴収レート、税率に基づき、その納税完了価格、計算徴収輸入税額を審査確定する。

正当な理由により税関が規定する期限内で出国修理貨物を再返送入国できない場合、納税義務人は規定期限の期限前において税関に状況を説明し、再返送入国の延長を申請する。

**第五十二条** 出国修理貨物が税関の許可期限を超えて再返送入国する場合、税関は一般の輸入貨物徴税管理規定に基づき輸入税額を徴収する。

**第五十三条** 納税義務人は輸出加工物品の輸出申請手続きを行うとき、税関に当該貨物の委託加工契約

を提出する必要がある。出国加工貨物は出国関税を徴収する商品に属する場合、納税義務人は税関に出国税金担保を提出しなければならない。出国加工貨物は税関規定での期限内で再返送入国する必要がある。

**第五十四条** 納税義務人は出国加工貨物を再返送入国する輸入申告手続きを行うとき、税関に当該貨物のもと輸出通関票と委託加工契約、加工インボイスなどの証票を提出しなければならない。

税関は審査する輸入貨物の納税完了価格の関連規定と税関が当該貨物の再返送入国の申告を受け取った日で適用する計算徴収レート、税率に基づき、その納税価格、輸入税額の計算徴収を審査確定すると同時に、当該貨物の出国するとき、納税義務人は提供した税金担保の関連手続きの解除を行う。

正当な理由により税関の規定期限内で出国加工貨物を再返送入国できない場合、納税義務人は規定期限の期限前において税関に状況を説明し、再返送入国の延長を申請する。

**第五十五条** 出国加工貨物は税関の許可期限内において再返送入国しない場合、税関は一般の輸出入貨物徴税管理規定に基づき管理し、当該貨物を出国するとき、納税義務人が提供する税金担保を税金として用いる。出国加工貨物は再返送入国するとき、税関は一般の輸入貨物の徴税管理規定に基づき輸入税金を徴収する。

**第五十六条** 本規定第四十七条から第五十五条で述べる「税関規定期限」と「税関の許可期限」は、税関が出入国修理貨物、出国加工貨物の関連契約規定及び具体的な実際情況に基づき確定する。

## 第五節 返却貨物

**第五十七条** 品質或いは規格の原因により、輸出貨物が輸出保管してから1年以内で原状貨物を返却して再返送入国させる場合、納税義務人は輸入申告手続きにおいて、規定に基づき関連証票と証明書類を提出しなければならない。税関の確認後、再返送入国するもと輸出貨物については輸入関税と輸入環節税関代理徴税を徴収してはならない。

**第五十八条** 品質或いは規格の原因により、輸入貨物は輸入してから1年以内に原状貨物を返却して再返送出国する場合、納税義務人は輸出申告手続きを行うとき、規定に基づき関連証票と証明書類を提出しなければならない。税関の確認後、再返送出国するもと輸入貨物については輸出関税を徴収してはならない。

#### 第四章 輸出入貨物税金の返却と補正徴収

**第五十九条** 税関は税金を多く受領していることを発見した場合、直ちに納税義務人に対し税の払い戻し手続きを行う。納税義務人は税関の通知を受け取ってから3ヶ月以内に関連税の払い戻し手続きを行う。

**第六十条** 納税義務人は税金を多く納付していることを発見した場合、税金を納付した日から1年以内において、税関に多く支払った税額を申請し、銀行の同期普通預金利息を加算することができる。

納税義務人は税関に税及び利息の払い戻しを申請するとき、次の資料を提出しなければならない。

(一) 「払い戻し税申請書」(フォーム見本は付属3を参照する)

(二) もとの税金納付書と証明となる払い戻しされなければならない税資料

**第六十一条** 税金納付済みの輸入貨物は、品質或いは規格の原因により原状貨物を返却し再返送出国する場合、納税義務人は税金を納付した日から1年以内で、税関に税払い戻しを申請することができる。

納税義務人は税関に払い戻し税を申請するとき、次の資料を提出しなければならない。

(一) 「払い戻し税申請書」

(二) もと輸入通関票、税金納付書、インボイス

(三) 貨物を再返送出国する輸出通関票

(四) 荷受人、出荷人双方の貨物返却協議。

**第六十二条** 輸出関税の納付済みの輸出貨物は、品質或いは規格の原因により原状の返却貨物を再返送回国し、且つ新たに納付したもので輸出により返却する国内環節関連税を徴収する場合、納税義務人は税金を納税した日から1年以内において税関に税の払い戻しを申請することができる。

納税義務人は税関に払い戻し税を申請するとき、次の資料を提出しなければならない。

(一) 「払い戻し税申請書」

(二) もとの輸出通関票、税金納付書、インボイス

(三) 貨物を再返送回国する輸入通関票

(四) 荷受人、出荷人双方の貨物返却協議と税務期間が新たに徴収する国内環節税の証明

**第六十三条** 輸出関税を納付済みの貨物が、輸出申告を添付せず輸送したため通関を戻した場合、納税義務人は税金を納付した日から1年以内に税関に税の払い戻しを申請することができる。

納税義務人は税関に払い戻し税を申請するとき、次の資料を提出しなければならない。

- (一) 「払い戻し税申請書」
- (二) もとの輸出通関票と税金納付書。

**第六十四条** バラ積み貨物の数量不足が発生し、すでに徴税し保管している場合、当該貨物の出荷人、輸送人又は保険会社が不足部分を払い戻す或いはそれに対応する貨物代金を賠償する場合、納税義務人は税金を納付した日から1年以内において、税関に輸入或いは輸出不足部分の税金の払い戻しを申請することができる。

納税義務人は税関に払い戻し税を申請するとき、次の資料を提出しなければならない。

- (一) 「払い戻し税申請書」
- (二) もとの輸入或いは輸出通関票、税金納付書、インボイス
- (三) 資格を有する商品検査機構が発行した関連検査証明書
- (四) すでに払い戻しされた額或いは賠償額の証明書類。

**第六十五条** 輸出入貨物が損室、品質不良、規格不適合などの原因による、或いは本規則第六十四条の規定以外の貨物の不足状況が発生したため、輸出入貨物の出荷人、輸送人又は保険会社がそれに対応する貨物代金を賠償する場合、納税義務人は税金を納付した日から1年以内に、税関で賠償された貨物代金部分の税金払い戻しを申請することができる。

納税義務人は税関に払い戻し税を申請するとき、次の資料を提出しなければならない。

- (一) 「払い戻し税申請書」
- (二) もとの輸入或いは輸出通関票、税金納付書、インボイス
- (三) 貨物代金の賠償済み証明書類。

**第六十六条** 税関は納税義務人の払い戻し税申請を受け取った後審査を行わなければならない。納税義務人の提出する資料が全て揃っており、規定形式に合致するものである場合、税関は受理すると同時に、税関が申請資料を受け取った日を受理日とする。納税義務人が提出する申請資料が不十分である、或いは規定形式に合致していない場合、税関は申請材料を受け取った日から5業務日以内で、納税義務人に対し補正する全ての内容を一次告知し、税関が全ての補正申請資料を受け取った日を税関が払い戻し税申請を受理した日とする。

納税義務人が本規定第六十一条、第六十二条或いは第六十五条の規定に基づき払い戻し税を申請するとき、税関は、必要と判断した場合、納税義務人に資格を有する商品検査機構が発行するもと輸入或いは輸出貨物の品質不良、規格不適合或いは損失、不足についての検査証明書或いはその他の証明書類の提出を要求することができる。

税関は払い戻し税申請を受理した日から30日以内で、納税義務人に払い戻し手続き或いは払い戻し税を返却しない決定を実際に基づき調査すると共に通知しなければならない。納税義務人は税関の払い戻し税の通知を受け取ってから3ヶ月以内に関連払い戻し税の手続きを行う必要がある。

**第六十七条** 税関は払い戻し税の手続きを行うとき、収入返却書(フォーム見本は付属4を参照する)を発行し、次の規定に基づき手続きを行う。

- (一) 本規則第六十条の規定に基づき、同時に多額の払い戻し税部分に利息が発生する場合、利息の払い戻しは税関が収入返却書を発行した日に中国人民銀行規定の普通貯金預金利息率で計算する  
利息払い戻しの期限は、納税義務人が税金を納付した日から税関が収入返却書を発行した日までとして計算する。
- (二) 輸入環節増徴税を相殺した場合は、当該増徴税は返却しない。但し、国家が別に規定する場合を除く。
- (三) 徴収済みの滞納金は返却しない。

払い戻す税金、利息は国庫返却庫に及ぶ場合、法律、行政法規関連の国庫管理規定及び関連規章規定の具体的実施規則に基づき執行する。

**第六十八条** 輸出入貨物の保管後、税関が税金を少なく徴収していると発見した場合、納税した日から1年以内に、納税義務人に税金を補充納付させる。税関が納税漏れを発見した場合、貨物を保管した日から1年以内に納税義務人に税金を補充納付させる。

**第六十九条** 納税義務人が規定に違反して税金を少なく支払っていた場合、税関は納税日から3年以内に追加課税を行わなければならない。納税義務人が規定に違反して納税漏れがあった場合、税関は貨物を保管した日から3年以内に追加課税を行わなければならない。税関は法に基づき追加課税を実施するほか、納税しなければならぬ日或いは貨物保管日から税関が規定違反を発見した日まで不足分の税額或いは徴税漏れの税額の一万分の五の滞納金を加算して徴収する。

納税義務人が規定に違反して税関監督管理の貨物の税金が少なく納付された、或いは納税漏れがあった場合、税関は納税義務人が納税してから3年以内に追加課税を実施し、且つ、納税しなければならぬ日から税関が規定違反を発見した日まで不足税額部分或いは徴税漏れの税額の一万分の五の滞納金を加算して徴収しなければならない。

前項で称する「納税しなければならぬ日」とは、納税義務人が規定に違反した行為の発生日を指す。当該行為の発生した日が確定できない場合、税関が当該行為を発見した日を納税しなければならぬ日とする。

**第七十条** 税関の税金補正或いは追加徴収は、「税関補正徴税告知書」(フォーム見本は付属5を参照する)を作成発行しなければならない。納税義務人は「税関補正税金告知書」を受け取ってから15日以内に税関で税金の補正納付手続きを行う必要がある。

納税義務人が前項規定期限内で税金の補正手続きを行わなかった場合、税関は規定期限の満期日において税金納付書を発行しなければならない。

**第七十一条** 本規定第三十七、四十、四十五、六十九条の関連規定に基づき、納税義務人の規定違反により税金を徴収すると同時に滞納金を追加徴収するとき、納税義務人が規定する15日間の納税期限においても納税しない場合、税関は本規則第二十一条の規定により納税期限が満期になった日から税金を納付清算した日までの滞納税の滞納金を加算して徴収する

## 第五章 輸出入貨物税金の減税徴収と免税徴収

**第七十二条** 納税義務人の輸出入減税、免税貨物は、貨物の輸出入前において、規定に基づき関連書類を税関に持参し減税、免税手続きの審査批准を行う。次の減税、免税輸出入貨物は減税、免税審査の手続きが不要である。

- (一) 関税、輸入環節増値税或いは消費税税額が 50 元 RMB 以下の一票貨物
- (二) 商品価値のない広告品とそのサンプル
- (三) 税関保管前に損壊した或いは損失した貨物
- (四) 出入国輸送ツールに積載中に必要な燃料、物品、飲食用品
- (五) その他の減税、免税批准手続きを必要としない減税徴収或いは免税徴収の貨物。

**第七十三条** 本規則第七十二条第(三)項に挙げる貨物について、納税義務人の申告時或いは税関の貨物保管日から 15 日以内に書面で税関に状況を説明し、その証明資料を提供する。税関が必要と判断するとき、納税義務人に資格を有する商品検査機構が発行する貨物の損失程度検査証明書を提出するよう要求することができる。税関は実際の損失程度に基づき減税或いは免税を行う。

**第七十四条** 別規定を除き、納税義務人はその主管税関に減税、免税審査の手続きを行わなければならない。税関は関連規定に基づき審査批准を行い、「徴収免税証明」を発行する。

**第七十五条** 特別地区、特定企業或いは特定用途のある特定減税、免税輸入貨物は、税関の監督管理を受けなければならない。

特定減税、免税輸入貨物の監督管理年限は、次の通りである。

- (一) 船舶、飛行機:8 年
- (二) 機動付き車両:6 年
- (三) その他の貨物:5 年

監督管理年限は貨物の輸入保管日より計算する。

**第七十六条** 特定減税、免税輸入貨物の監督管理年限内において、納税義務人は減税、免税貨物保管日より毎年一回主管税関に減税、免税貨物の状況を報告しなければならない。税関の批准を通してその他の同等の税收優遇を享受する項目団体に譲渡することを除き、納税義務人は税金の補正納付と手続きにおいて監督管理手続きを解除した後、当方によって譲渡する、或いはその他の処置を実行することができる。

特定減税、免税輸入貨物の管理監督年限が満期になったとき、自動的に税関の監督管理を解除する。納税義務人が監督管理の解除証明が必要な場合、管理監督年限が満期になった日から 1 年以内に、関連証券を税関に持参して監督管理の解除証明を申請受領することができる。税関は納税義務人の申請を受け取った日から 20 日以内に実際状況を審査し、監督管理の解除証明を発行する。

## 第六章 輸出入貨物の税金担保



**第七十七条** 次の状況のうち一つを有し、納税義務人が税関に貨物の先行保管を要求する場合、税関の初步段階で確定する納付しなければならない税額に基づき、税関に税金担保を満額提供しなければならない。

- (一) 税関が商品分類、納税完了価格、原産地などの徴税条件を確定していない場合
- (二) 税関が減税、免税審査の手続き中である場合
- (三) 税金納付の延長を申請している場合
- (四) 暫定出入国である場合
- (五) 入国修理と出国加工である場合で、保税貨物に基づく管理を実施する場合
- (六) 損失、品質不良或いは規格不適合により、納税義務人が輸入或いは輸出無代償貨物を申告するとき、もと輸入貨物は返送して出国する、或いは放棄せず税関が処理する場合、或いは、もと輸出貨物が返送して入国していない場合
- (七) その他の関連規定に基づき税金担保を提供する必要がある場合。

**第七十八条** 別規定を除き、税金担保の期限は一般 6 ヶ月を超えない。特殊事情により、直屬税関関長或いはその授権者の批准を通して状況の程度により延長することができる。

税金担保は一般、保証金、銀行或いは非銀行金融機構の保証書である。但し、別に規定するものを除く。

銀行或いは非銀行機構の税金保証書の保証方式は連帯責任保証である。税金保証書は、明確な保証期限が規定されている場合、保証期間は税関が批准する担保期限より長くなければならない。

**第七十九条** 税関の批准する担保期限内において、納税義務人が納税義務を履行する場合、税関は納税義務人が納税義務を履行した日から5勤務日以内に税金担保の解除手続きを行う。

税関の批准した担保期限において、税務義務人は税務義務を履行せず、税金保証金を徴収する場合、税関は担保期限が満期になった日から5勤務日以内において保証金を税金に転換する関係手続きを完了しなければならない。銀行或いは非銀行金融機構に税金保証書を提供する場合、税関は担保期限の満期になった日から 6 ヶ月以内或いは税金保証書規定の保証期限内で担保人にそれらの納税義務を履行しなければならない。

## 第七章 付 則

**第八十条** 納税義務人、担保人は、税関の確定する納税義務人、納税完了価格、商品分類、原産地、適用する税率或いは計算徴収レート、減税、免税徴収額、補正税、払い戻し税、徴収滞納金、確定する計算徴収方式及び納税地点に異議がある場合、税関が作成する関連行政の決定の基づく法に依拠した納税額は、『中華人民共和国行政再議法』と『中華人民共和国税関実施の「行政再議法」規則』に基づき、更に一つ上級の税関に再議を申請することができる。再議決定が不服である場合、法に基づき人民裁判所に訴訟することができる。

**第八十一条** 本規則規定に違反し、税関監督管理規定の違反行為を講じたり、私的行為にはしる場合、『税関法』、『中華人民共和国税関行政処罰実施条例』やその他の関連法律、行政法規の規定に基づき処罰する。構成犯罪の場合、法に基づき刑事責任を追究する。

**第八十二条** 保税貨物や入出保税区、輸出加工区、保税倉庫及び類似の税関監督管理場所の貨物の税収管理は、本規則規定に基づき執行する。本規則で規定されていない場合は、関連法律や行政法規、税関規章の規定に基づき執行する。

**第八十三条** 電子データ交換方式により納税や税金納付管理方法を申告する場合、別に規定する。

**第八十四条** 本規則は税関総署が説明の責任を負う。

**第八十五条** 本規則は2005年3月1日から実施する。1986年9月30日中華人民共和国税関総署が發布した『税関徴税管理規則』は同時に廃止する。

付属:1. 輸出入貨物徴収免税証明(フォーム)(省略)

2. 税関 専用納付書(フォーム)(省略)

3. 払い戻し税申請書(フォーム)(省略)

4. 収入返却書(税関専用)(フォーム)(省略)

5. 税関補正徴税告知書(フォーム)(省略)